

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱

2019 文子幼第 2159 号令和元年 8 月 26 日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（18 文男保第 1449 号。以下「健康対策実施要綱」という。）第8条の規定に基づき実施する健康診断（以下「健康診断」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診断の対象者は、健康対策実施要綱第1条に規定する健康対策対象者（以下「対象者」という。）とする。

(健康診断の内容)

第3条 健康診断は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（15 文福育第 1599 号）により設置された文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）において推奨された当該各号に定める内容とする。

(1) 一次検査 胸部X線写真撮影及び読影

(2) 二次検査 胸部CT写真撮影及び読影

2 区長は、前項各号に掲げる検査のうち、胸部X線写真撮影及び胸部CT写真撮影を医療機関に委託して行うものとする。

3 専門委員会は、第1項各号に掲げる検査のうち、読影を行うものとする。

(一次検査の実施方法)

第4条 健康診断を希望する対象者は、文京区さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断申込書（別記様式第1号）を区長に提出した上、前条第2項に規定する医療機関（以下「委託機関」という。）において胸部X線写真撮影を行うものとする。

2 専門委員会は、前項の規定により撮影された胸部X線写真の提出があったときは、当該写真について読影を行い、その結果を当該対象者に通知するものとする。

(二次検査の実施方法)

第5条 前条第2項の読影（次条第2項の規定による胸部X線写真の読影を含む。）の結果、何らかの異常が見られ、より精密な検査が必要であると専門委員会が判断した場合において、対象者が希望するときは、二次検査を行うものとする。

2 二次検査を実施する場合にあっては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「胸部X線写真撮影」とあるのは「胸部CT写真撮影」と、同条第2項中「胸部X線写真」とあるのは「胸部CT写真」と読み替えるものとする。

（委託機関以外における検査）

第6条 対象者は、委託機関以外で撮影した胸部X線写真又は胸部CT写真（読影日から起算しておおむね1年以内に撮影されたものに限る。）による読影を希望するときは、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部X線写真等読影申込書（別記様式第2号）を区長に提出するものとする。

2 専門委員会は、前項の規定により撮影された胸部X線写真又は胸部CT写真について、対象者からの提出に基づき読影を行い、その結果を当該対象者に通知するものとする。

（読影結果の保管）

第7条 区長は、読影に用いた胸部X線写真若しくは胸部CT写真又はこれらの複製を健康対策実施要綱が廃止されるまでの間、保管をしなければならない。

（費用負担）

第8条 区長は、第4条から第6条までに規定する検査について、別表に定める金額を負担するものとする。

（負担金の申請及び支払）

第9条 前条の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断費用等交付申請書兼請求書（別記様式第3号。以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。

（負担金の取消し）

第10条 区長は、前条の規定により負担金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該負担金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、負担金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(負担金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により負担金の交付の全部又は一部を取り消したとき当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事務局)

第12条 健康診断実施の事務局は、子ども家庭部幼児保育課に置く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

| 区分                             | 金額  | 添付書類        |
|--------------------------------|---|-------------|
| 第4条又は第5条の規定により一次検査又は二次検査を受ける場合 | 検査1回につき4,000円   | なし          |
| 第6条の規定により検査を受ける場合              | 胸部X線写真及び胸部CT写真（以下この表において「写真」という。）の撮影（対象者が自費で行った場合に限る。以下この表において同じ。）及び複写の費用 | 領収書         |
|                                | 写真の撮影、複写及び提出のために要した交通費  | 交通費の内訳書・領収書 |
|                                | 写真の提出のための郵送料  | 領収書         |